広島県告示第九百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十九年十月四日までの間、縦覧に供する。

平成十九年九月二十日

広島県知事　藤　田　雄　山

一　道路の種類

県道

二　路線名

下三永吉川線

三　道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
東広島市西条町田口字東子二八三二番五地先から東広島市西条町田口字東子二八三二番五地先まで	旧	一八・三〇～二二・〇〇	七・二〇	
	新	一八・三〇～二五・九〇	七・二〇	拡幅